

# 当院の取り組み

(2026年6月1日診療報酬改定)

当医院は、以下の施設基準等に適合しているため旨、厚生労働省地方（支）局に届出を行っています。

## ■電子的診療情報連携体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証により取得した診療情報を通して患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスの導入により取得した十分な情報を活用して、質の高い医療の提供に努めています。

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## ■外来在宅物価対応料

物価高騰に対応するため、今年度より新たに策定された加算です。医療用物品および医薬品の物価高騰に対応し、良質な医療の提供を維持するためにも、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

## ■一般名処方加算

当院では後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名処方（一般的な名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

## ■外来感染対策向上加算、発熱患者等対策加算

患者様やご家族、当院のスタッフ、その他来院者などに対して感染症の危険から守り、安全に過ごしていただくため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

- ① 感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースで診療します。
- ② 院長を感染管理者と定め、感染防止対策部門を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。
- ③ 感染防止対策業務指針及び手順書を定め、全ての職員が標準的感染予防策を遵守しています。また、1週間に1回程度で院内を巡回して感染防止対策の実施状況等を確認しています。
- ④ 感染防止に対する知識の向上を図るため、全職員に対し年2回研修を実施しています。
- ⑤ 抗菌薬については厚生労働省の抗微生物薬適正使用の手引きに則り、適正に使用しています。
- ⑥ 感染対策に対して、札幌市医師会あるいは基幹病院との連携を取っています。定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

また、当院では発熱、呼吸器症状、発疹、消化器症状、その他感染症を疑わせる症状を呈する患者様に対して上記の感染防止対策を講じた上で診療を行っております。

## ■外来・在宅ベースアップ評価料

良質な医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただく環境を整えるため、医療従事者の賃上げを行い人材確保に努めるようにいたします。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

## ■時間外対応加算

継続的に受診している患者様からの問い合わせに対し、常時対応できる体制をとります。やむを得ない事由により問い合わせに応じることができなかつた場合、速やかにコールバックすることができる体制がとられています。

## ■当院は以下の指定医療機関です

難病指定医療機関

母子保健法指定医療機関（養育医療）

指定自立支援医療機関指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）

生活保護法指定医療機関

小児慢性特定疾病指定医療機関

身体障害者指定医

にここ小児科クリニック 管理者（院長）：田中 藤樹